

## 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画）【中間まとめ】に関する パブリックコメントの結果と意見に対する考え方について

### 1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間 平成26年10月14日（火）～平成26年11月13日（木）
- (2) 閲覧方法  
ア 市子ども政策課窓口  
イ 市役所北館1階行政情報コーナー，ラポルテ市民サービスコーナー，図書館，公民館図書室  
子育てセンター，男女共同参画センター，児童センターでの閲覧  
ウ 市ホームページでの閲覧
- (3) 意見件数 245件（44名）

### 2 意見の分類とその件数（245件）

- (1) 計画（中間まとめ）に関する意見：172件
  - ・教育保育の確保方策等についての意見：93件
  - ・放課後児童健全育成事業についての意見：38件
  - ・設備及び運営に関する基準等についての意見：33件
  - ・その他の事業と計画の基本的な考え方についての意見：7件
  - ・文章表現等についての意見：1件
- (2) その他（ご意見としてうけたまわるもの）：73件

### 3 意見の対応区分とその件数（172件） ←

- A：意見を反映・・・意見を受けて中間まとめに追加するもの，または中間まとめの内容を修正するもの：39件
- B：実施にあたり考慮・・・中間まとめに基づき，計画を実施する段階で意見内容を考慮するもの：4件
- C：中間まとめで考慮済み・・・意見の趣旨をすでに中間まとめに織り込み済みのもの：4件
- D：説明・回答・・・中間まとめの趣旨を説明し理解を得るもの又は意見に対する回答：125件

## ■教育・保育の確保方策等について(93件)

番号	意見の要旨	件数	取扱区分	市の考え方(案)
1	認定こども園等, 毎日の生活の大部分を占める施設は出来るだけ自宅の近くということが望ましい。今後認定こども園に移行するとなると, 大規模化, 統合等が考えられるが, 地域で育つということは広域よりご近所の関係を大事にすることによって可能になるのではないかと。	1	B	圏域の設定については, 福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区を基本として整備していきます。 また, 子どもが地域で育つことができるよう各圏域ごとに多様な教育・保育施設等をバランスよく整備していきます。
2	150人規模の認定こども園より家の近くに50人程度がたくさんある方が子どもの発達からしても良い。	1	B	教育・保育のニーズに対応するため, 圏域内で認定こども園や小規模保育事業といった多様な教育・保育施設等をバランスよく整備していきます。
3	芦屋市の就学前児童数は年々減少傾向と推計しているが, 5歳児人口だけは増加傾向にある。新制度での「2号認定」「3号認定」に当たる児童数は, いずれも漸減傾向にあるとされ, 3年後の平成29年度までには待機児童は解消されると見込まれているが, 日本社会全体での少子化傾向は今後も続くとしても, 芦屋市における保育需要は増加しこそすれ, 減少することはないと予想すべきではないかと。	1	D	ニーズ量については, アンケートにて教育・保育の潜在的なニーズを調査し, 将来の児童数を掛け合わせることで算出しています。
4	本来ならば市が責任を持って行うべき児童の保育を, 民間の認可外保育施設がその受け皿として不足を補っていることを真摯に受け止める必要がある。市側は保育所への入所を希望する世帯に対して, 認可外保育施設のリストを提供すべきである。その上で, 認可外保育施設に通いつつ認可保育所への入所を希望する世帯について把握すべきである。次に, 認可外保育施設に対して市による何らかの「お墨付き」を与えることはできないか。一定の基準を満たした認可外保育施設に対して, 認可基準を満たすまで改善するよう後押しをすることが望まれる。	1	D	認可外保育施設のリスト及びパンフレットは窓口にて配架しています。 また, 認可外保育施設に通いつつ認可保育所への入所を希望する世帯については把握できています。 なお, 認可外保育施設についても, 基準を満たせば地域型保育事業の認可を受け給付の対象となることから, 認可外保育施設への補助制度は考えていません。
5	長期的に安定したサービスの提供ができる制度を作っていく必要がある。0～2歳児に限定した小規模保育は途中で保育所をかわらなければならぬなど利便性の面で劣る。 認定こども園にする方針には賛成です。	1	D	待機児童の大部分を占める0歳から2歳児の保育ニーズに対応するため, 小規模保育事業の整備を推進し, 平成29年度末に待機児童の解消を目指します。 なお, 小規模保育事業については, 連携施設を確保することとなっています。

6	待機児童について、5年後に減少する具体的な根拠がわかりにくい。	1	D	<p>本計画は、人口推計や各圏域におけるニーズ調査から算出した量の見込みに対する提供量の確保方策を記載するものであり、具体的な整備計画まで記載するものではありません。</p> <p>また、ニーズ調査に基づき不足する提供量を確保することで平成29年度末に待機児童を解消する必要がありますので、新たな施設整備が必要と考えています。</p> <p>なお、地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての検討を行います。</p>
7	教育・保育の提供量が年々増えているが、数字合わせでなく具体的な計画を示してほしい。	1		
8	待機児童対策が一定期間に限って緊急に必要な現状において、継続して事業を行う新事業者は必要ない。緊急の対策のみを柔軟に行う工夫をしてほしい。	1		
9	市立幼稚園での、3歳児保育を否定する方針は、市立幼稚園の自然淘汰を意味することではないか。市立保育所についても、民間認定こども園を重視する方針は、保育需要が減少してきた場合、民間認定こども園の定数を減らすのではなく、市立保育所の廃止へと向かわざるを得ないと思われる。	1		
10	公立の保育所と幼稚園を統廃合し、民間の認定こども園への移行は行わないでほしい。 質の高い芦屋の保育・教育を維持するために、公立施設を残すよう努力してほしい。	25		
11	公立の認定こども園を整備してほしい。	5		
12	0～2歳児の待機児童については、小規模保育まかせでなく、児童福祉法第24条第1項に基づく認可保育所(公立、社会福祉法人)を市の責任で早急に増設し解消してほしい。	27	D	待機児童の大部分を占める0歳から2歳児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業の整備は必要なものと考えています。
13	市立幼稚園は、3歳児から受け入れ、預かり保育を充実することにより、待機児童解消に役立ててほしい。	27	D	待機児童の解消と3歳の教育ニーズに対応するため認定こども園の整備を進めていきたいと考えています。今後は、公立、私立、認定こども園を含めて、市全体で3年保育をどう担っていくかについて考えていく必要があるため、現時点では、公立幼稚園の3年保育を実施する考えはありません。

## ■放課後児童健全育成事業について(38件)

番号	意見の要旨	件数	取扱区分	市の考え方(案)
14	85ページの【今後の方向性】の高学年への拡大について、放課後子ども総合プランは、子ども子育て支援法ではないので削除すべき。	1	A	ご意見を踏まえ、放課後子ども総合プランについては、次世代育成支援対策推進行動計画の位置づけとして記載します。
15	子ども・子育て支援新制度では、これまでの「3年生まで」から「小学生」に拡大されました。4年生以上も学童保育を必要とする子どもたちが利用できるようにしてほしい。	30	A	児童福祉法の改正趣旨を踏まえ、高学年までの実施を望まれる市民の方々のご意見や近隣各市の状況を参考に、開始時期や具体的手法を慎重に見極め、クラブ型としての提供体制の整備について検討していきます。
16	留守家庭児童会での施設定員において、まずは高学年の受け入れが可能な学級から進めてほしい。	1		
17	小学校高学年への拡大については、放課後子ども総合プランが位置づけられているが、学童保育の役割を果たすものではない。 学童保育と、放課後子ども総合プランのそれぞれの充実を図るとともに、学童保育と放課後子ども総合プランの連携を進めてほしい。	4	A	ご意見を踏まえ、今後は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども総合プランの両事業を並行して実施していく中で、それぞれの事業の充実と連携を目指します。
18	放課後子ども総合プランと放課後児童健全育成事業は目的が違うため、保護者が放課後子ども総合プランを利用するのか、あるいは放課後児童健全育成事業を利用するのか選択できるようにしてほしい。	1		
19	55ページの関連事業No.4「放課後児童健全育成事業」について、これは就労支援です。基本目標4「施策の方向1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の関連事業として63ページへ入れるべき。	1	A	ご意見を踏まえ、基本目標4「施策の方向1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の関連事業に記載します。

## ■設備及び運営に関する基準等について(33件)

番号	意見の要旨	件数	取扱区分	市の考え方(案)
20	小規模保育については、保育の平等性の視点からA型基準(全員保育士資格者)をベースに、認可保育所(公立・社会福祉法人)と同じ保育条件を企業の参入条件としてほしい。	23	D	小規模保育事業所の整備については、省令に定められた基準に基づいて、本市における認可保育所の運営実態を基本とし、子ども・子育て会議の意見を踏まえた「芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定していますので、その基準に基づいて認可を行います。
21	小規模保育事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室は1階、少なくとも2階以下でありたい。</li> <li>・自園調理が望ましいが連携施設からの搬入可となっている。連携施設までの管理・指導が行き届くのか。</li> <li>・3歳になった時の受け入れ施設が事業者の責任になっているが、スムーズにいくのか。既に広域に事業を展開している業者が優先されるように思う。</li> <li>・公費が投入されるが、会計についてはその他の事業と区分するとあるのみ。会計の報告・監査はどうなるのか。</li> <li>・事業者が何かの理由によって撤退する時の責任の所在が不明</li> </ul>	1		
22	認可保育所が足りない。小規模マンションの一室、園庭のない自園調理もない所で育った子と普通の保育所で育った子と格差が生じる。良い保育の状態のできるよう、市は援助してほしい。	1		
23	国は、保育の人材確保として、有資格者でなくとも研修を受ければよいという方針を示している。保育士不足なら保育士を確保するような環境の整備を求める。	2	B	子ども・子育て支援新制度では、保育士の処遇改善を反映した公定価格の設定が行われることとなっています。本市においても、保育所現場の改善及び保育の質については向上への取り組みを行っており、今後も、働きやすい職場環境の確保に努めます。
24	保育の提供量を増やすだけでなく、内容についての充実と監査を行ってほしい。	2	D	内閣府令に定められた基準に基づいて、子ども・子育て会議の意見を踏まえた「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を制定していますので、その基準に基づいて確認を行います。
25	市の責任で、質の高い保育・教育が継続されるように会計の監査・公開を義務としてほしい。	1		

26	事業者の運営状況をチェックするための第三者のチェック機関があるとい い。	1	D	子ども・子育て支援新制度では公定価格において第三者評価の受審による 加算が予定されており、第三者評価の仕組みを構築していきます。
27	学童保育の施設が狭いので充実してほしい。	1	D	省令に定められた基準に基づいて、子ども・子育て会議の意見を踏まえた 「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例」を制定していますので、その基準に従って整備していきます。
28	留守家庭児童会を、放課後児童健全育成事業の基準に基づいた集団規模 での運営してほしい。	1		

## ■その他の事業と計画の基本的な考え方について(7件)

番号	意見の要旨	件数	取扱区分	市の考え方(案)
29	47ページの「施策の方向4 母と子どもの健康の確保」について、予防接種の記載がないが記載してほしい。	1	A	予防接種については、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」において、感染症予防の取り組みの推進を記載していますので、「施策の方向4 母と子どもの健康の確保」の関連事業においても、「定期予防接種事業」を記載します。
30	44ページの「施策の方向3 子育て家庭への経済的支援」の視点も踏まえ、低所得者に対してだけでも予防接種の任意のワクチンの助成をしてほしい。	1	D	子どもの予防接種については、現在、厚生労働省において、定期接種化すべきワクチンについて、ワクチンの有効性と安全性の確保や十分な供給体制等の検討がなされおり、また、健康被害補償の面からも定期接種化による対応が望ましいため、現在のところ任意のワクチン接種の助成については考えていません。
31	92ページの「(6)保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業」は、96ページの「(8)子育て援助活動支援事業(小学生のみ)」と集約。	1	D	子ども・子育て支援事業計画策定指針に基づき策定しているため、中間まとめのとおりとします。
32	94ページの「(7)病児保育事業」については、早期に受け入れ箇所を増やしてほしい。	2	C	現在芦屋病院の病児・病後児保育ルームが稼働しており、ニーズ量に合う提供体制は確保されていますが、今後は利便性を考慮して受け入れ箇所を増やし、提供体制の確保に努めます。
33	働くお母さん、働きたいお母さんお父さんと親身になって相談に応じてあげてほしい。	1	C	身近な場所での情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を開始し、充実を図っていきます。
34	子どもは環境で育ちが大きく影響する。大人の責任で子どもが健やかに成長できるようにしてほしい。	1	C	本計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任があることを基本的認識の基に、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指すことを基本としています。

## ■文章表現等について(1件)

番号	意見の要旨	件数	取扱区分	市の考え方(案)
35	37ページの「(1)家庭における子育てへの支援」について、2行目「また、親子同士の・・・」という表現は、「また、親同士の・・・」ではないか。	1	D	親同士だけでなく、親と子それぞれの交流を通して気軽に相談できる場の提供を考えていることから、中間まとめのとおりとします。



## ■ご意見としてうけたまわるもの

番号	意見の要旨	件数
36	子ども・子育て支援新制度は、保育・幼児教育への公的責任を後退させ、保育を市場化し、保育に格差を持ち込む。子どもの最善の利益が実現され、よりよい保育・幼児教育を求める。	23
37	国の施策に迎合することなく、地方自治体の力で公的保育、幼児保育を保障できるようにしてほしい。市の保育責任を放棄しないしてほしい。	5
38	認定こども園は、国基準で保育時間が4時間、8時間、11時間と異なる子どもが混在し、集団保育が損なわれるなど、子どもの発達保障の面で問題があり、拙速に移行しないでほしい。	25
39	認定こども園は、保育時間も様々で出入りが多く、じっくり子どもを見られるように少人数のクラス編成にしてほしい。	1
40	認定こども園では、先生と保護者が協力して子どもを見守ることができる環境を守ってほしい。	1
41	認定こども園導入、市立保育所・幼稚園の存廃については別途、市民意見を聞く場を持つよう求めると共に、芦屋の保育、幼児教育を小規模保育と民間認定こども園中心に急カーブを切らないよう慎重な市政の運営を求める。	1
42	市立保育所や市立幼稚園をどのようにしようするのか具体的方針を明らかにし、市民の意見を聞くべきだが、今回の市民意見公募では材料不足だ。	1
43	新たに導入される認定こども園は公費の使われ方に十分目が届くのか疑問になる。	1
44	事業開始に当たってのチェック機能は整っているが、スタート後の運営については市としての介入が出来ない仕組みと思われる。これは行政として責任の放棄ではないか。	1
45	浜風幼稚園廃園決定の後、市からは認定こども園についての説明が全くない。計画の段階から保護者や地域住民に対して説明や意見交換会をしながら進めてほしい。	1
46	朝日ヶ丘幼稚園をこのままずっと存続してほしい。	1
47	市立幼稚園も給食の日を作ってほしい。	1
48	保護者の求職活動、子どもの障がいの有無、ひとり親家庭を優遇して入園できるようにしてほしい。	1
49	産休、育休を取れた人だけでなく、出産で仕事を辞めざるを得なかった人も入所しやすい措置がほしい。育休中の人がいったん、上の子を退園させても復職時すぐに保育園に子どもを戻せる措置がほしい。	1
50	認可保育所に入れなくても補助金が出るようにしてもらえたら、不公平感がない。認可保育所と認可外保育施設は施設や保育の内容が全然違うのに、料金は高いというのが納得できない。また、延長保育は料金が加算されるのに、産休中は保育料が通常と同じというのはおかしい。	1
51	放課後児童健全育成事業に関する利用時間、延長時間、警報時対応、減免制度等に関する要望について。	5
52	保育、教育の水準を保つため、民間委託をするにしても適切な賃金が払われるような制度が必要。	1
53	子どものための予算をもっと増やしてほしい。	1
54	市民の意見を求めるときは、もっとわかりやすく説明してほしい。	1